

富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案 新旧対照表

旧	新	備考
<p>富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p>平成25年 4月 富山県防災会議</p>	<p>富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p>平成26年 ●月 富山県防災会議</p>	<p>凡例 <u>下線</u> 改定箇所</p>

**改 定 案**



富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第1章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b> (略)</p> <p><b>第2節 計画の性格</b> (略)</p> <p><b>第3節 計画の周知徹底</b> (略)</p> <p><b>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> (略)</p> <p><b>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</b></p> <p><b>第1 緊急事態の段階</b> (略)</p> <p><b>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</b></p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）</p> <p>(1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者等の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b> (略)</p> <p><b>第2節 計画の性格</b> (略)</p> <p><b>第3節 計画の周知徹底</b> (略)</p> <p><b>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> (略)</p> <p><b>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</b></p> <p><b>第1 緊急事態の段階</b> (略)</p> <p><b>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</b></p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）</p> <p>(1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、<u>緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）</u>の準備、<u>施設敷地緊急事態要避難者（避</u></p>	<p>指針改定</p>

旧	新	備考
<p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等発電所の近傍のPAZ（第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確</p>	<p><u>難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）等）、安定ヨウ素剤（医薬品ヨウ化カリウム（丸薬、内服薬）を指す。以下同じ。）を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。）</u>の避難等の時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等発電所の近傍のPAZ（第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確</p>	<p>災対法改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にP A Z 内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。</p> <p>（２）具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（E A L）を設定する。</p> <p>E A Lは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、E A Lの設定に係る詳細な検討を今後、原子力規制委員会が行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用するとされている。具体的な緊急事態区分と当面のE A Lの内容は次表に掲載する。</p> <p>今後、原子力規制委員会は、北陸電力を含めた原子力事業者に対して実用発電用原子炉の標準的なE A Lの設定及びその提出を求め、標準的なE A Lに基づき、次表を改定する。北陸電力は、次表の緊急事態区分に従い、発電所の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの更</p>	<p>認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時モニタリング</p> <p>の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にP A Z 内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</p> <p>（２）具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（E A L）を設定する。</p> <p><u>各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの設定については、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき原子力事業者が行うこととされており、北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえたE A Lは下表のとおりである。</u></p>	<p>指針改定</p> <p>平成 25 年 12 月に事業者防災業務計画提出</p>

旧		新		備考
なる詳細設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出なければならないとされている。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。				
緊急事態区分とEALについて		緊急事態区分とEALについて		
	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要	<u>警戒事態を判断するEAL</u>	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態 原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	<u>①原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</u> <u>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</u> <u>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</u> <u>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</u> <u>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の</u>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
				事業者防災業務計画を踏まえた改定

		旧	新	備考
緊急事態区分	警戒事態		<p><u>供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</u></p> <p><u>⑥原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></p> <p><u>⑦使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</u></p> <p><u>⑧中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</u></p> <p><u>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</u></p> <p><u>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</u></p> <p><u>⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></p>	

		旧		新		備考
警戒 事 態		<p>①発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②石川県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※1</p> <p>④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>		<p><u>⑫発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</u></p> <p><u>⑬石川県において、大津波警報が発令された場合。</u></p> <p><u>⑭オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p> <p><u>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u></p>		
	緊急 事 態 区 分	<p>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</p> <p>①原子炉冷却材の漏えい</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失</p> <p>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失</p> <p>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）</p> <p>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p><u>施設敷地緊急事態を判断するE A L</u></p> <p><u>1敷地境界での放射線量</u></p> <p><u>①モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</u></p> <p><u>②全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μSv/hを下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の</u></p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	



		旧	新	備考	
緊急事態区分	施設敷地緊急事態	⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下		<p><u>放射線量が1 μSv/h以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μSv/h以上となった場合モニタリングポストの1つ又は2つ以上において5 μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気塔モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が見られない場合であって5 μSv/h以上となっている場合を直ちに原子力規制委員会に報告する場合を除く）。</u></p> <p><u>2. 通常放出部分での放射性物質の放出</u></p> <p>・<u>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</u></p> <p><u>3. 火災爆発等による放射線又は放射性物質の放出</u></p> <p>・<u>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μSv/hの放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出</u></p>	
		⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失			
		⑨原子炉制御室の使用不能			

旧		新		備考
緊急事態区分	施設敷地緊急事態		<p><u>された場合。</u></p> <p><u>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</u></p> <p><u>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</u></p> <p><u>① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</u></p> <p><u>② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。</u></p> <p><u>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象</u></p> <p><u>・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用</u></p>	

旧		新	備考
		<p><u>する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。</u></p> <p><u>①冷却材の漏えい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</u></li> </ul> <p><u>②給水機能の喪失</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができない場合。</u></li> </ul> <p><u>③原子炉格納容器機能の異常</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></li> </ul> <p><u>④残留熱除去機能の喪失</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失した場合。</u></li> </ul> <p><u>⑤交流電源喪失</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上（原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設</u></li> </ul>	

旧		新		備考
			<p><u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上) 継続した場合。</u></p> <p><u>⑥直流電源喪失</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合</u></li> </ul> <p><u>⑦停止中の原子炉に関する異常</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></li> </ul> <p><u>⑧使用済燃料貯蔵プールに関する異常</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</u></li> </ul> <p><u>⑨中央制御室に関する異常</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは</u></li> </ul>	

旧		新		備考
			<p><u>原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</u></p> <p><u>⑩事業所内通信設備又は外部への通信設備</u></p> <p>・<u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</u></p> <p><u>⑪火災又は溢水の発生</u></p> <p>・<u>火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全機器等の機能の一部が喪失した場合。</u></p> <p><u>⑫原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</u></p> <p>・<u>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。</u></p> <p><u>⑬障壁の喪失</u></p> <p>・<u>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></p> <p><u>⑭外的な事象による原子力施設への影響</u></p>	

旧		新		備考
			<p>・<u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</u></p> <p>⑮原子炉外臨界</p> <p>・<u>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</u></p>	
			<p style="text-align: center;"><u>全面緊急事態を判断するEAL</u></p>	緊急事態区分における措置の概要
	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）	PAZ内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質	<p><u>1. 敷地境界での放射線量</u></p> <p>・<u>モニタリングポストの1つにおいて、5 <math>\mu</math>Sv/h以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 <math>\mu</math>Sv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 <math>\mu</math>Sv/h以上となってい</u></p>	PAZ内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出
	①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない			
	②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失			

		旧		新	備考
緊急事態区分	全緊急速事態	③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続	放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	<u>る原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。</u> <u>2. 通常放出部での放射性物質の放出</u> <u>・発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 <math>\mu</math>Sv/h以上に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</u> <u>3. 火災爆発等による放射線又は放射性物質の放出</u> <u>・管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。</u> <u>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</u> <u>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</u> <u>①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、</u>	後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
※1 想定される具体例は次のとおり。					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用母線への交流電源が1系統(たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源)になった場合</li> <li>・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合</li> <li>・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合</li> </ul>					

旧	新	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉水位有効燃料長上端未満</li> <li>・自然災害により以下の状況となった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>－プラントの設計基準を超える事象</li> <li>－長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象</li> </ul> </li> </ul> <p>※2 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。</p>	<p><u>事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</u></p> <p><u>②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</u></p> <p><u>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。</u></li> </ul> <p><u>①原子炉停止機能の異常</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができない場合。</u></li> </ul> <p><u>②冷却材の漏えい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉</u></li> </ul>	



旧	新	備考
	<p><u>への注水ができない場合。</u></p> <p><u>③給水機能の喪失</u></p> <p><u>・原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。</u></p> <p><u>④原子炉格納容器機能の異常</u></p> <p><u>・原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></p> <p><u>⑤残留熱除去機能喪失</u></p> <p><u>・原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</u></p> <p><u>⑥交流電源喪失</u></p> <p><u>・全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続した場合。</u></p> <p><u>⑦直流電源喪失</u></p>	

旧	新	備考
	<p>・ <u>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。</u></p> <p>⑧ <u>炉心損傷の検出</u></p> <p>・ <u>炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。</u></p> <p>⑨ <u>停止中の原子炉に関する異常</u></p> <p>・ <u>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></p> <p>⑩ <u>使用済燃料貯蔵プールに関する異常</u></p> <p>・ <u>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</u></p> <p>⑪ <u>中央制御室に関する異常</u></p> <p>・ <u>中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>⑫障壁の喪失</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</u></li> </ul> <p><u>⑬外的な事象による原子力施設への影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</u></li> </ul> <p><u>⑭原子炉外臨界</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</u></li> </ul> <p><u>※規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則</u></p> <p><u>※命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令</u></p> <p><u>※省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令</u></p>	

旧	新	備考
<p>2 運用上の介入レベル（O I L） （略）</p> <p><b>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</b></p> <p><b>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</b></p> <p>原子力災害対策指針を踏まえ、本県において、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）は、発電所から概ね半径30kmの圏内とする。この対象区域には、氷見市の一部が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ、具体的な範囲を定める。</p> <p>なお、原子力規制委員会がU P Z設定の参考とするため実施したMACCS2による試算では、発電所については、I A E Aの避難の線量基準とされる100ミリシーベルトの範囲が最大で19kmであり、富山県までは到達していない。ただ、このMACCS2の試算では、地形情報や風向・風速等の気象条件の設定に課題があることから、こうした条件を加味したSPEEDIによる試算を行うこととしており、この試算結果について防災会議に報告し、必要があれば、U P Zの区域について検討する。</p> <p>また、氷見市以外の市町村（以下「その他の市町村」という。）においても、必要に応じ、避難者の受入れをはじめとした原子力防災対策を実施することとなるため、各市町村における住民への情報伝達、避難者の受入れ等に係る対策を検討する。</p> <p><b>第2 本県における原子力災害対策を重点的に充実すべき区域</b> （略）</p>	<p>2 運用上の介入レベル（O I L） （略）</p> <p><b>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</b></p> <p><b>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</b></p> <p>原子力災害対策指針を踏まえ、本県において、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）は、発電所から概ね半径30kmの圏内とする。この対象区域には、氷見市の一部が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ、具体的な範囲を定める。</p> <p>なお、原子力規制委員会がU P Z設定の参考とするため実施したMACCS2による試算では、発電所については、I A E Aの避難の線量基準とされる100ミリシーベルトの範囲が最大で19kmであり、富山県までは到達していない。ただ、このMACCS2の試算では、地形情報や風向・風速等の気象条件の設定に課題があることから、こうした条件を加味したSPEEDIによる試算を行<u>ったところである</u>。</p> <p>また、氷見市以外の市町村（以下「その他の市町村」という。）においても、必要に応じ、避難者の受入れをはじめとした原子力防災対策を実施することとなるため、各市町村における住民への情報伝達、避難者の受入れ等に係る対策を検討する。</p> <p><b>第2 本県における原子力災害対策を重点的に充実すべき区域</b> （略）</p>	

旧	新	備考			
<p><b>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p><b>6 氷見市</b> (略)</p> <p><b>7 消防機関（氷見市消防本部）</b> (略)</p> <p><b>8 指定地方行政機関</b> (略)</p>	<p><b>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p><b>6 地方放射線モニタリング対策官</b></p> <table border="1" data-bbox="1050 475 1906 667"> <tr> <td data-bbox="1050 475 1906 523" style="text-align: center;"><u>処理すべき事務又は業務の大綱</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 523 1906 619"> <p><u>1 緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言 に関すること</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 619 1906 667"> <p><u>2 緊急時モニタリングの実施に関すること</u></p> </td> </tr> </table> <p><b>7 氷見市</b> (略)</p> <p><b>8 氷見市消防本部</b> (略)</p> <p><b>9 指定地方行政機関</b> (略)</p>	<u>処理すべき事務又は業務の大綱</u>	<p><u>1 緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言 に関すること</u></p>	<p><u>2 緊急時モニタリングの実施に関すること</u></p>	<p>指針改定</p>
<u>処理すべき事務又は業務の大綱</u>					
<p><u>1 緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言 に関すること</u></p>					
<p><u>2 緊急時モニタリングの実施に関すること</u></p>					

旧		新		備考
<b>9 指定公共機関</b>		<b>10 指定公共機関</b>		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)		(略)		
西日本電信電話株式会社	1 原子力災害時における緊急通話の確保に関すること	西日本電信電話株式会社	1 原子力災害時における緊急通話及び通信の確保に関すること	
株式会社エヌ・ティ・テ ィ・コム北陸支社	2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	株式会社 <u>NTT</u> ド コム北陸支社	2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	
(略)		<u>ソフトバンクテ レコム株式会社</u>		
		<u>KDDI 株式会社</u>		
		<u>ソフトバンクモ バイル株式会社</u>		
		(略)		
<b>10 自衛隊</b> (略)		<b>11 自衛隊</b> (略)		
<b>11 指定地方公共機関</b> (略)		<b>12 指定地方公共機関</b> (略)		
<b>12 北陸電力</b> (略)		<b>13 北陸電力</b> (略)		



旧	新	備考
<p>な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておくなど、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><b>第2 資機材利用に係る関係機関との連携</b></p> <p>県は、燃料、発電機（非常用電源車を含む。）、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の種類、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、その不足が懸念される場合には、関係機関や事業者等との連携に努める。</p> <p><b>第3 公共用地、固有財産の有効活用</b></p> <p>県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の実施に当たり、公共用地、固有財産の有効活用を図る。</p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p><b>第1 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2. 情報の分析整理</b></p> <p>1～2</p> <p>（略）</p> <p>3 防災対策上必要とされる資料</p> <p>（略）</p> <p>&lt;整備を行うべき資料の例&gt;</p> <p>（1）発電所及び施設に関する資料</p> <p>（略）</p>	<p>な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておくなど<u>協力体制を構築し</u>、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><b>第2 資機材利用に係る関係機関との連携</b></p> <p>県は、燃料、発電機（非常用電源車を含む。）、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の種類、地域内の備蓄量、<u>公的機関・供給事業者等</u>の保有量を把握し、その不足が懸念される場合には、関係機関や事業者等との連携に努める。</p> <p><b>第3 公共用地、固有財産の有効活用</b></p> <p>県は、<u>避難所</u>、備蓄など、防災に関する諸活動の実施に当たり、公共用地、固有財産の有効活用を図る。</p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p><b>第1 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2. 情報の分析整理</b></p> <p>1～2</p> <p>（略）</p> <p>3 防災対策上必要とされる資料</p> <p>（略）</p> <p>&lt;整備を行うべき資料の例&gt;</p> <p>（1）発電所及び施設に関する資料</p> <p>（略）</p>	<p>災対法改正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>(2) 社会環境に関する資料</p> <p>ア 周辺地図</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（被ばく医療機関に関する位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）</p> <p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去○年間の統計値）</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p>	<p>(2) 社会環境に関する資料</p> <p>ア 周辺地図</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、<u>要配慮者</u>の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 被ばく医療<u>機関</u>に関する資料（被ばく医療機関に関する位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）</p> <p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図</u></p> <p><u>ウ</u> 線量推定計算に関する資料</p> <p><u>エ</u> 平常時環境放射線モニタリング資料（過去○年間の統計値）</p> <p><u>オ</u> 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p>	<p>災害対策改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況 (4)～(6) (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p><b>第7節 原子力災害応急体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備</b> 1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備</p> <p>(1) 警戒体制の整備 県は、警戒事象※発生の際の通報を受けた場合、警戒体制を整備する。 警戒体制においては、事故状況等の把握に努めながら、必要に応じ、 災害警戒本部体制へ移行できるよう準備をする。 (第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照)</p> <p>※警戒事象 原災法第10条に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ず</p>	<p><u>カ</u> 農林水産物の生産及び出荷状況 (4)～(6) (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備</b> <u>1 警戒態勢をとるために必要な体制</u> <u>(1) 情報収集体制の整備</u> 県は、<u>情報収集事態(石川県志賀町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態(石川県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。))をいう。以下同じ。))の発生を認知した場合、情報収集体制をとる。</u> <u>情報収集事態においては、被災状況等の把握に努めながら、必要に応じ、警戒体制へ移行できるよう準備をする。</u> (第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照)</p> <p><u>(2) 警戒体制の整備</u> 県は、<u>警戒事態の発生を認知した場合、警戒体制をとる。</u> 警戒体制においては、事故状況等の把握に努めながら、必要に応じ、 災害警戒本部体制へ移行できるよう準備をする。 (第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照)</p> <hr/> <hr/>	<p>備考</p> <p>用語修正</p> <p>防災基本計画改正</p> <p>防災基本計画改正</p>

旧	新	備考
<p>る事故・故障等をいう。</p> <p>緊急事態区分における警戒事態に相当する。(第1章第5節第2を参照)</p> <p>(2) 災害警戒本部体制の整備</p> <p>県は、特定事象※の通報を受けた場合、災害警戒本部体制を設置する。</p> <p>災害警戒本部においては、知事を本部長として、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療など各種防護措置を開始するとともに、オフサイトセンターへ職員を派遣する。</p> <p>(第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照)</p> <p>※特定事象</p> <p>原災法第10条第1項前段の規定により原子力規制委員会等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域の境界付近において政令基準(1時間当たり5<math>\mu</math>Svの放射線量)以上の放射線量を検出する場合などをいう。</p> <p>緊急事態区分における施設敷地緊急事態に相当する。(第1章第5節第2を参照)</p> <p>特定事象が発生した場合、オフサイトセンターで、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整える。</p> <p>(3) 参集体制の整備</p> <p>県は、警戒体制及び災害警戒本部体制に備えて、速やかに職員の</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 災害警戒本部体制の整備</p> <p>県は、<u>施設敷地緊急事態発生</u>の通報を受けた場合、災害警戒本部体制を設置する。</p> <p>災害警戒本部においては、知事を本部長として、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療など各種防護措置を開始するとともに、オフサイトセンターへ職員を派遣する。</p> <p>(第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>施設敷地緊急事態</u>が発生した場合、オフサイトセンターで、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒<u>態勢</u>を整える</p> <p>(4) 参集体制の整備</p> <p>県は、<u>情報収集体制</u>、警戒体制及び災害警戒本部体制に備えて、</p>	<p>備考</p> <p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p> <p>用語整理</p> <p>防災基本計</p>

旧	新	備考
<p>非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 災害対策本部体制等の整備</b></p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態※宣言を発出した場合に、災害対策本部を設置する。</p> <p>災害対策本部においては、知事を本部長として、全庁職員が登庁して各種防護措置に従事する。</p> <p>（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）</p> <p>災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>※原子力緊急事態宣言</p> <p>原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり500<math>\mu</math>Svの放射線量）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。緊急事態区分における全面緊急事態に相当する。（第1章第5節第2を参照）</p> <p>原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p>	<p>速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。</p> <p><b>第2 災害対策本部体制等の整備</b></p> <p>県は、内閣総理大臣が<u>原災法第15条に基づく</u>原子力緊急事態※宣言を発出した場合に、災害対策本部を設置する。</p> <p>災害対策本部においては、知事を本部長として、全庁職員が登庁して各種防護措置に従事する。</p> <p>（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）</p> <p>災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>※原子力緊急事態宣言</p> <p>原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり<u>5<math>\mu</math>Sv</u>の放射線量（<u>2地点以上又は10分間以上継続</u>）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。</p> <p>原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p>	<p>画改正</p> <p>原災法改正に伴う修正</p>





旧	新	備考
<p><b>第5 複合災害時の体制</b> (略)</p> <p><b>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備</b> 県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制等の整備に努める。</p> <p><b>第9 自衛隊派遣要請体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第10 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制の整備</b> 県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p><b>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</b> 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都</p>	<p><b>第5 複合災害時の体制</b> (略)</p> <p><b>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備</b> 県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内市町村による協定の締結を促進する<del>など</del>、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制等の整備に努める。</p> <p><b>第9 自衛隊派遣要請体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第10 <u>被ばく医療に係る</u>医療チーム派遣要請体制の整備</b> 県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、<u>独立行政法人放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等</u>のスタッフからなる<u>被ばく医療に係る</u>医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p><b>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</b> 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、<u>家庭動物</u>、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力の</p>	<p></p> <p>文言修正</p> <p>防災基本計画改正</p> <p>例示の追加</p>

旧	新	備考
<p>道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p><b>第12 専門家の派遣要請手続き</b></p> <p>県は、北陸電力より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。</p> <p><b>第8節. 環境放射線モニタリング体制の整備</b></p> <p>緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p>	<p>もと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p><b>第12 専門家の派遣要請手続き</b></p> <p>県は、北陸電力より<u>警戒事態</u>又は<u>施設敷地緊急事態</u>発生の通報<u>連絡</u>を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。</p> <p><b>第8節. 環境放射線モニタリング体制の整備</b></p> <p>緊急時モニタリングを<u>実施するために</u>、原子力規制委員会（<u>全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。</u>）の統括の下、<u>緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、関係省庁）、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の要員</u></p>	<p></p> <p>防災基本計画改正に伴う修正</p> <p>指針改定</p>

旧	新	備考
<p>県は、緊急時における発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、降下物、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び北陸電力と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、志賀原発立地県である石川県及び関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備する。</p> <p><b>第1 緊急時モニタリング計画</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定する。</p> <p><b>第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持</b></p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、災害時に十分に機能するよう、モニタリングの研修の実施等により、その操作の習熟に努める。なお、これらの機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化を図るよう努める。</p>	<p><u>により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</u></p> <p>県は、緊急時に発電所等から<u>放出された</u>放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する<u>とともに、緊急時モニタリングの測定結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。そのために、県は、国、立地県である石川県、氷見市等の市町村、北陸電力並びに関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。</u></p> <p><b>第1 緊急時モニタリング計画の作成</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、<u>国、石川県、氷見市等の市町村、北陸電力及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。</u></p> <p><b>第2 モニタリング資機材等の整備・維持</b></p> <p>県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用の設備・機器、<u>環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等</u>を整備・維持するとともに、モニタリングの研修の実施等により、その操作の習熟に努める。<u>また、</u>これらの機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化を図るよう努める。</p>	<p>用語修正 指針改定</p>



旧	新	備考
<p><b>第3 緊急時モニタリング要員の確保</b></p> <p>県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。</p> <p>また、要員には氷見市及びその他の市町村の職員も対象とすることとし、市町村はあらかじめモニタリング要員を定めておく。</p> <p>なお、県は、立地県である石川県及び関係機関と必要に応じて連携して、モニタリングに関する研修会等を開催することにより、市町村職員が円滑にモニタリングを実施できるよう支援する。</p> <p><b>第4 緊急時モニタリングの体制及び役割</b></p> <p>県は、緊急時モニタリング班を組織し、その役割等をあらかじめ定めておく</p> <p><b>第5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</b></p> <p>県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図る。</p> <p>県は、国、指定公共機関及び北陸電力等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、必要に応じて立地県である石川県、指定行政機関、指定公共機関、北陸電力等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備する。</p>	<p><b>第3 緊急時モニタリング要員の確保</b></p> <p><u>国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。</u>県は、<u>これに協力し、</u>必要な要員をあらかじめ定める。</p> <p>また、要員には氷見市及び、<u>必要に応じて</u>その他の市町村の職員も対象とすることとし、市町村はあらかじめモニタリング要員を定めておく。</p> <p>県は、立地県である石川県及び関係機関と必要に応じて連携して、モニタリングに関する研修会等を開催することにより、市町村職員が円滑にモニタリングを実施できるよう支援する。</p> <p><b>第4 緊急時モニタリングの体制及び役割</b></p> <p><u>国の定める、緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等に、</u>県は協力するものとする。</p> <p><b>第5 訓練等を通じた測定品質の向上</b></p> <p>県は、平常時から、<u>国、立地県である石川県、北陸電力及び関係指定公共機関等と、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて、意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</u></p>	<p>指針改定</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p><b>第6 緊急時予測システム</b></p> <p>県は、国、立地県である石川県、指定公共機関、北陸電力と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDI ネットワークシステム」という。)と富山県環境放射線監視ネットワークシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備、維持に努めるとともに、相互に情報の伝達を行う。</p> <p><b>第7 気象予測の活用</b></p> <p>放射性物質の拡散は気象により大きく影響を受けるため、緊急時モニタリングの結果を解釈する際には、気象状況データや大気中拡散解析(「SPEEDI ネットワークシステム」)の結果を参考にすることとされている。</p> <p>県は、地域の特性に応じた気象予測を整理しておくものとする。</p> <p>また、災害等により緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、気象予測や大気中拡散予測の結果をモニタリング体制の参考とする。</p> <p><b>第8 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第9節 避難収容活動体制の整備</b></p> <p><b>第1. 避難計画の作成</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国の協力のもと、屋内</p>	<p><b>第6 緊急時<u>計算</u>システム</b></p> <p><u>県は、国、指定公共機関、北陸電力と連携し、気象情報や SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散予測に係る機器の整備を図る。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき気象(風向・風速・降雨量等)や大気中の拡散特性を平常時に整理しておく。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>また、災害等により緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、気象<u>情報</u>や <u>SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした</u>大気中拡散予測の結果をモニタリング体制の参考とする。</p> <p><b>第7 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第9節 避難収容活動体制の整備</b></p> <p><b>第1. 避難計画の作成</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国の協力のもと、屋内</p>	<p>備考</p> <p>第7から移行</p> <p>第6と統合</p> <p>用語修正</p>

旧	新	備考
<p>退避及び避難誘導計画の作成について支援する。</p> <p>また、予防的防護措置を準備する区域(P A Z)の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、緊急事態区分による段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力防災対策を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって、県との調整や市町村の間の調整を図る。</p> <p>さらに、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。</p> <p>なお、災害時要援護者等の屋内退避や避難等の防護対策を講じるにあたっては、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、適切に対応することが重要である。</p> <p><b>第2. 避難所等の整備</b></p> <p>1 避難所、スクリーニング実施場所の整備</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、学校及び公民館等の公共的施設を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。</p>	<p>退避及び避難計画の作成について支援する。</p> <p>また、予防的防護措置を準備する区域(P A Z)の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、緊急事態区分による段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画<b>要綱</b>を策定する。その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力防災対策を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって、県との調整や市町村の間の調整を図る。</p> <p>さらに、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。</p> <p>なお、<b>要配慮者</b>の屋内退避や避難等の防護対策を講じるにあたっては、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、適切に対応することが重要である。</p> <p><b>第2. 避難所等の整備等</b></p> <p>1 避難所<b>等</b>の整備</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、学校及び公民館等の公共的施設を対象に、<b>避難を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所</b>としてあらかじめ指定し、<b>住民への周知徹底を図る</b>よう助言する。<b>また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言す</b></p>	<p>備考</p> <p>用語修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>県は、市町村による避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮するよう助言する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。</p> <p>県は、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、また、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。</p> <p>※スクリーニング（被ばく者の汚染検査）</p> <p>スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療（急性放射線障害等の確定的影響の回避と確率的影響のリスクの低減、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等）の実施に不可欠。</p> <p><b>2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、住民の避難誘導に必要な資機材、移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。また、県は、氷見市及びその他の市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。</p> <p><b>3 コンクリート屋内退避体制の整備</b> (略)</p>	<p><u>る。</u></p> <p>県は、市町村による<b>指定緊急避難所等</b>の指定に当たっては、風向等の気象条件により<b>指定緊急避難所等</b>が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、<b>要配慮者等</b>に十分配慮するよう助言する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。</p> <p>県は、<b>避難所</b>として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、また、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の<b>確保</b></b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、住民の避難誘導に必要な資機材、移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。また、県は、氷見市及びその他の市町村等と協力し、広域避難<b>も</b>想定して、<u>避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保</u>する。</p> <p><b>3 コンクリート屋内退避<b>施設</b>の整備</b> (略)</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>用語修正</p> <p></p> <p>用語修正</p>

旧	新	備考
<p>4 広域一時滞在に係る応援協定の締結 (略)</p> <p>5 応急仮設住宅等の整備 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 避難所における設備等の整備        県、氷見市及びその他の市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど傷病者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等などの災害時要援護者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、防災ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p><b>第3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</b></p> <p>1 災害時要援護者等への支援        放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、災害時要援護者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、安全の確保対策を講ずる。</p> <p>(1) 災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</p> <p>ア 災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的</p>	<p>4 広域一時滞在に係る応援協定の締結 (略)</p> <p>5 応急仮設住宅の供給体制等の整備 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 避難所における設備等の整備        県、氷見市及びその他の市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、防災ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p><b>第3. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</b></p> <p>1 要配慮者への支援        放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、要配慮者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、安全の確保対策を講ずる。</p> <p>(1) 要配慮者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</p> <p>ア 要配慮者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識</p>	<p>備考</p> <p>文言修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>災対法改正に伴う修正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県においては災害時要援護者支援ガイドラインを作成し、氷見市及びその他の市町村においてはそのガイドラインを含めた災害対策マニュアルを作成するとともに、高齢者福祉施設等における災害対策マニュアルの作成を促進するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。</p> <p>イ 氷見市及びその他の市町村は、防災関係部局、消防団、福祉関係部局、自主防災組織、高齢者団体、障害者団体、福祉関係者等との連携の下、個人情報の保護に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定に当たっては、災害時要援護者の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者支援班の設置 支援班は、平常時においては、要援護者情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。</p> <p>(3) 自主防災組織の強化 自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障</p>	<p>や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県においては<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する</u>ガイドラインを作成し、氷見市及びその他の市町村においてはそのガイドラインを含めた災害対策マニュアルを作成するとともに、高齢者福祉施設等における災害対策マニュアルの作成を促進するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。</p> <p>イ 氷見市及びその他の市町村は、防災関係部局、消防団、福祉関係部局、自主防災組織、高齢者団体、障害者団体、福祉関係者等との連携の下、個人情報の保護に配慮しつつ、<u>要配慮者</u>に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定に当たっては、<u>要配慮者</u>の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの<u>要配慮者</u>に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、<u>要配慮者</u>の特性に応じ、携帯<u>情報</u>端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>支援班の設置 支援班は、平常時においては、<u>要配慮者</u>情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。</p> <p>(3) 自主防災組織の強化 自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障</p>	<p>災対法改正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>用語修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする災害時要援護者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</p> <p>(4) 社会福祉施設への緊急入所 (略)</p> <p><b>2 病院等医療機関</b> (略)</p> <p><b>3 社会福祉施設</b></p> <p>介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。</p> <p>また、県は、高齢者福祉施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p><b>第4. 学校等施設における避難計画の整備</b></p> <p>学校等施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経</p>	<p>害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする<b>避難行動要支援者</b>のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</p> <p>(4) 社会福祉施設への緊急入所 (略)</p> <p><b>2 病院等医療機関</b> (略)</p> <p><b>3 社会福祉施設</b></p> <p>介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における<b>避難所</b>、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。</p> <p>また、県は、高齢者福祉施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p><b>第4. 学校等施設における避難計画の整備</b></p> <p>学校等施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、<b>避難所</b>、避難経路、</p>	<p>災対法改正に伴う修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p> <p>災対法改正</p>

旧	新	備考
<p>路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は氷見市及びその他の市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す</p> <p><b>第5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</b> (略)</p> <p><b>第6. 住民等の避難状況の確認体制の整備</b> 県は、氷見市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう氷見市に対し助言する。</p> <p><b>第7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</b> (略)</p> <p><b>第8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定</b> 県は、氷見市及びその他の市町村が警戒区域を設定する場合に実施する広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定、必要な資機材や人員等の確保に対して助言する。</p> <p><b>第9. 避難場所・避難方法等の周知</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p>	<p>誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は氷見市及びその他の市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p><b>第5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</b> (略)</p> <p><b>第6. 住民等の避難状況の確認体制の整備</b> 県は、氷見市が<u>屋内退避又は</u>避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう氷見市に対し助言する。</p> <p><b>第7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備</b> (略)</p> <p><b>第8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定</b> 県は、氷見市及びその他の市町村が警戒区域を設定する場合に<u>備え</u>、実施する広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定、必要な資機材や人員等の確保に対して<u>支援</u>する。</p> <p><b>第9. 避難所等・避難方法等の周知</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難、スクリーニング、<u>安定ヨウ素剤配布</u>等の場所・避難<u>方法</u>（<u>バス等で避難する場合の一時集合場所</u>、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、<u>家庭動物との同行避難</u>等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住</p>	<p>に伴う修正</p> <p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p> <p>災対法改正に伴う修正 指針改定</p>



旧	新	備考
<p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を氷見市、その他の市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p> <p><b>第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b> (略)</p> <p><b>第11節 緊急輸送活動体制の整備</b> <b>第1. 専門家の移送体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</b> <b>1 緊急輸送活動のための体制の整備</b></p> <p>県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図る。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	<p>民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p><u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことに留意する。</u></p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を氷見市、その他の市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携の上、<u>情報収集事態</u>及び<u>警戒事態</u>発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p> <p><b>第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b> (略)</p> <p><b>第11節 緊急輸送活動体制の整備</b> <b>第1. 専門家の移送体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</b> <b>1 緊急輸送活動のための体制の整備</b></p> <p>県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図る。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、<u>指定公共機関その他の</u>関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	<p>防災基本計画改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>2～9 (略)</p> <p><b>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p><b>第1 救助・救急活動用資機材の整備</b>（県知事政策局、市町村） (略)</p> <p><b>第1 救助・救急活動用資機材の整備</b>（県知事政策局、市町村） 県は、国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p><b>第3 消火活動用資機材等の整備</b> (略)</p> <p><b>第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</b> (略)</p> <p><b>第13節. 緊急時医療体制の整備</b></p> <p><b>第1. 医療資機材等の整備</b> 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うため、平常時の配備や、医療関係者を対象とした服用に関する講習会を実施することで、緊急時の手順や体制を整備しておく。</p> <p>※UPZにおける安定ヨウ素剤の服用方法については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり</p>	<p>2～9 (略)</p> <p><b>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p><b>第1 救助・救急活動用資機材の整備</b> (略)</p> <p><b>第2 救助・救急機能の強化</b> 県は、国及び関係機関と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</p> <p><b>第3 消火活動体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</b> (略)</p> <p><b>第13節. 緊急時医療体制の整備</b></p> <p><b>第1. 医療資機材等の整備</b> 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>備考</p> <p>安定ヨウ素剤については第6で記載</p>

旧	新	備考																																
<p>方を検討</p> <p><b>第2. 緊急被ばく医療体制の構築</b></p> <p>県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行う。</p> <p>被ばく医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。</p>	<p><b>第2. 緊急被ばく医療体制の構築</b></p> <p>県は、国と協力し、<u>被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努める。</u></p> <p><u>県は、国と協力し、被ばく医療機関及び一般病院等と連携して、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、被ばく医療体制のネットワークを構築するよう努める。</u></p> <p><u>【本県における初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関】</u></p> <table border="1" data-bbox="1084 663 1906 1390"> <thead> <tr> <th></th> <th>数</th> <th>市町村</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">初期被ばく医療機関 (22病院)</td> <td>6</td> <td>富山市</td> <td>富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 高志リハビリテーション病院</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高岡市</td> <td>厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 社会保険高岡病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>魚津市</td> <td>富山労災病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>氷見市</td> <td>金沢医科大学氷見市民病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>滑川市</td> <td>厚生連滑川病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>黒部市</td> <td>黒部市民病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>砺波市</td> <td>市立砺波総合病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>小矢部市</td> <td>公立学校共済組合北陸中央病院</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>南砺市</td> <td>南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院</td> </tr> </tbody> </table>		数	市町村	病院名	初期被ばく医療機関 (22病院)	6	富山市	富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 高志リハビリテーション病院	4	高岡市	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 社会保険高岡病院	1	魚津市	富山労災病院	1	氷見市	金沢医科大学氷見市民病院	1	滑川市	厚生連滑川病院	1	黒部市	黒部市民病院	1	砺波市	市立砺波総合病院	1	小矢部市	公立学校共済組合北陸中央病院	3	南砺市	南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院	<p>防災基本計画改正</p>
	数	市町村	病院名																															
初期被ばく医療機関 (22病院)	6	富山市	富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 高志リハビリテーション病院																															
	4	高岡市	厚生連高岡病院 高岡市民病院 済生会高岡病院 社会保険高岡病院																															
	1	魚津市	富山労災病院																															
	1	氷見市	金沢医科大学氷見市民病院																															
	1	滑川市	厚生連滑川病院																															
	1	黒部市	黒部市民病院																															
	1	砺波市	市立砺波総合病院																															
	1	小矢部市	公立学校共済組合北陸中央病院																															
	3	南砺市	南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院																															

旧	新			備考	
<p>被ばく医療体制の構築に当たっては、医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接自治体との連携等）を担うことが必要であり、平時から被ばく医療に対応できる公的病院その他医療機関が連携した体制と指揮系統を整備・確認するよう努めるものとする。</p> <p>また、内部被ばくの詳細な測定には、ホールボディカウンタ等を</p>		1	射水市	射水市民病院	
		1	上市町	かみいち総合病院	
1		朝日町	あさひ総合病院		
<p>医療機関 二次被ばく</p>	2	富山市	<p>県立中央病院 富山大学附属病院（診療支援）</p>	<p>※初期被ばく医療機関  <u>汚染の有無にかかわらず救急診療を提供し、被ばく患者に対する初期診療や二次被ばく医療機関への転送の判断を行う。</u></p> <p>※二次被ばく医療機関  <u>初期被ばく医療機関では対応が困難で、被ばく医療に関する専門的な除染や診療を要する患者に対応し、三次被ばく医療機関（広島大学）への転送の判断を行う。</u></p> <p>※緊急被ばく医療体制については、今後、国において名称や役割が整理された場合には、県はこれを踏まえた対応を行う。</p> <p>被ばく医療体制の構築に当たっては、医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接自治体との連携等）を担うことが必要であり、平時から被ばく医療に対応できる公的病院その他医療機関が連携した体制と指揮系統を整備・確認するよう努めるものとする。</p> <p>また、内部被ばくの詳細な測定には、ホールボディカウンタ等を</p>	

旧	新	備考
<p>用いた計測を行うこととなるが、専門知識や機器管理等を必要とするため、測定可能な施設をあらかじめ特定し、当該施設との連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>あわせて、これらの機器が、災害時に十分に機能するよう、運用・維持管理をする要員を育成するものとする。</p> <p><b>第3. 立地県である石川県との連携</b> (略)</p> <p><b>第4. 被ばく医療に関する計画の作成</b> 県は、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p><b>第5. 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等</b> (略)</p>	<p>用いた計測を行うこととなるが、専門知識や機器管理等を必要とするため、測定可能な施設をあらかじめ特定し、当該施設との連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>あわせて、これらの機器が、災害時に十分に機能するよう、運用・維持管理をする要員を育成するものとする。</p> <p><b>第3. 立地県である石川県との連携</b> (略)</p> <p><b>第4. 被ばく医療に関する計画の作成</b> 県は、<u>緊急被ばく医療及び救急災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ</u>、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p><b>第5. 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等</b> (略)</p> <p><b>第6. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b> <b>1 緊急時における配布体制の整備</b> <u>県及び氷見市は、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を服用できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄する。</u> <u>また、安定ヨウ素剤を配布する際に備えて、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備する。</u></p>	<p>備考</p> <p>指針改定</p>

旧	新	備考
	<p><u>2 事前配布体制の整備</u></p> <p><u>県及び氷見市は、原子力災害対策指針を踏まえ、医療機関等と連携して、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等の住民等に対して、安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備する。</u></p> <p><u>【事前配布の手順】</u></p> <p><u>(1) 県及び氷見市は、事前配布用の安定ヨウ素剤を医療施設、学校などの公共施設等において管理するとともに、事前配布後における住民の紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。</u></p> <p><u>(2) 県及び氷見市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として、医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催にあわせ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。</u></p> <p><u>(3) 県及び氷見市は、説明会において、安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布する。</u></p> <p><u>(4) 氷見市は、県と連携して、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。</u></p> <p><u>3 副作用の発生に備えた救急医療体制の整備</u></p> <p><u>県及び氷見市は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入協力を依</u></p>	

旧	新	備考
<p><b>第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p><b>第 1 情報項目の整理</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及び北陸電力と連携し、警戒事象発生又は特定事象発生後の経過に応じて必要な、住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確にかつ具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p><b>第 2 施設等の整備</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、防災ラジオ、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p><b>第 3 住民相談窓口の設置等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、原子力災害の特殊性に鑑み、国等と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅</p>	<p><u>頼するなど、救急医療体制の整備に努める。</u></p> <p><b>第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p><b>第 1 情報項目の整理</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及び北陸電力と連携し、<u>情報収集事態及び警戒事態</u>発生後の経過に応じて必要な、住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確にかつ具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p><b>第 2 施設等の整備</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、<u>国と連携して</u>、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、防災ラジオ、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p><b>第 3 住民相談窓口の設置等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 <u>要配慮者</u>への情報伝達体制の整備</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、原子力災害の特殊性に鑑み、国等と連携し、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、</p>	<p>防災基本計画改正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p><b>第5 多様なメディアの活用体制の整備</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p><b>第15節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定</b> （略）</p> <p><b>第16節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発</b></p> <p><b>第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及</b> （略）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 災害時要援護者への支援に関すること</p> <p>8 緊急時に取りべき行動</p> <p>9 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p><b>第2～第3</b> （略）</p> <p><b>第4 災害時要援護者等への配慮</b></p> <p>県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者に十</p>	<p>平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p><b>第5 多様なメディアの活用体制の整備</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯<b>情報</b>端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p><b>第15節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定</b> （略）</p> <p><b>第16節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発</b></p> <p><b>第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及</b> （略）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 <b>要配慮者</b>への支援に関すること</p> <p>8 緊急時に取りべき行動</p> <p>9 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p><b>第2～第3</b> （略）</p> <p><b>第4 <b>要配慮者</b>への配慮</b></p> <p>県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<b>要配慮者</b>に十分配慮</p>	<p></p> <p>用語修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。</p> <p><b>第 17 節 防災業務関係者の人材育成</b></p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 モニタリング実施方法及び機器に関すること</p> <p>6～10 (略)</p> <p><b>第 18 節 防災訓練等の実施</b></p> <p><b>第 1. 訓練計画の策定</b></p> <p>1 訓練項目</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 緊急被ばく医療訓練</p> <p>(6) 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>(7) 周辺住民避難訓練</p> <p>(8) 人命救助活動訓練</p> <p>(9) 災害図上訓練 (DIG : Disaster Imagination Game)</p> <p>2 総合的な防災訓練実施計画の企画立案への参画</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、原子力防災会議及び原子力</p>	<p>し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。</p> <p><b>第 17 節 防災業務関係者の人材育成</b></p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 モニタリング実施方法、機器、<u>モニタリングにおける気象情報や SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散計算の活用</u>に関すること</p> <p>6～10 (略)</p> <p><b>第 18 節 防災訓練等の実施</b></p> <p><b>第 1. 訓練計画の策定</b></p> <p>1 訓練項目</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>気象情報及び SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散計算の活用訓練</u></p> <p>(6) 緊急被ばく医療訓練</p> <p>(7) 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>(8) 周辺住民避難訓練</p> <p>(9) 人命救助活動訓練</p> <p>(10) 災害図上訓練 (DIG : Disaster Imagination Game)</p> <p>2 総合的な防災訓練実施計画の企画立案への参画</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、原子力防災会議及び原子力</p>	<p>備考</p> <p>用語修正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供など県及び氷見市等が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。</p> <p>なお、北陸地方では、冬季荒天時において、積雪等による避難、防災要員等のリスクを伴うことから、冬季における訓練の実施も検討する。</p> <p><b>第 2 訓練の実施</b> (略)</p> <p><b>第 3 実践的な訓練の実施と事後評価</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、北陸電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、</p>	<p>規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供など県及び氷見市等が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。</p> <p>なお、北陸地方では、冬季荒天時において、積雪等による避難、防災要員等のリスクを伴うことから、冬季における訓練の実施も検討する。</p> <p><b>第 2 訓練の実施</b> (略)</p> <p><b>第 3 実践的な訓練の実施と事後評価</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、北陸電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</u></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、</p>	<p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>緊急時のマニュアルの作成、改定に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組む。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 19 節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備</b></p> <p>(略)</p>	<p>緊急時のマニュアルの作成、改定に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組む。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 19 節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備</b></p> <p>(略)</p>	

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第3章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第3章 原子力災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b></p> <p>本章は、北陸電力から警戒事象の連絡又は原災法第10条に基づき特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>県は、国、志賀原発立地県である石川県、北陸電力等から情報収集し、特定事象、警戒事象又は原子力緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については分析を行い、必要に応じ、氷見市及びその他の全市町村に連絡する。</p> <p><b>第1. 特定事象等発生情報等の連絡</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3章 原子力災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b></p> <p>本章は、<u>情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</u></p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>県は、国、志賀原発立地県である石川県、北陸電力等から情報収集し、<u>情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態</u>に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については分析を行い、必要に応じ、氷見市及びその他の全市町村に連絡する。</p> <p><b>第1. <u>施設敷地緊急事態</u>等発生情報等の連絡</b></p> <p>(略)</p> <p><b><u>1. 情報収集事態が発生した場合</u></b></p> <p><b><u>(1) 国からの連絡</u></b></p> <p><u>原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な体制とるよう連絡することとされている。</u></p> <p><b><u>(2) 県からの連絡</u></b></p> <p><u>県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事</u></p>	<p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>(1) 北陸電力からの警戒事象（緊急事態区分の「警戒事態」相当）発生の場合</p> <p>①北陸電力の通報</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象（事故・故障等に限る）が発生した場合）は、警戒事象として、原子力規制委員会に連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、志賀原発立地県である石川県、氷見市、関係機関等への連絡に備える。</p> <p>②国の連絡</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事象の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から、関係省庁、県等に対し情報提供を行う。</p> <p>③県の連絡</p> <p>県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、県警察、氷見市、その他の全市町村及び報道機関をはじめ関係する指定地方公共機関に連絡する。</p>	<p><u>態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、氷見市、その他の全市町村、関係する指定地方公共機関に連絡する。</u></p> <p><b>2 警戒事態が発生した場合</b></p> <p><u>(1) 国からの連絡</u></p> <p><u>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は北陸電力により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な態勢をとるよう連絡する。</u></p> <p><u>(2) 県からの連絡</u></p> <p>県は、<u>原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、県警察、氷見市、そ</u></p>	<p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>(2) 北陸電力から<u>特定事象（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当）発生</u>の通報があった場合</p> <p>ア 北陸電力の通報</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当する事象が発生した場合）、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（内閣総理大臣）、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部及び伏木海上保安部等に対して、直ちに、「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式7）をファクシミリ等により一斉に送信する。さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（内閣総理大臣）、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県及び氷見市は通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p>イ 国の連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府（内閣総理大臣）、氷見市及び県警察に連絡する。</p> <p>ウ 県の連絡</p> <p>（略）</p> <p>エ 原子力防災専門官の確認等</p> <p>原子力保安検査官等現地に派遣された原子力規制庁の職員は、特</p>	<p>の他の全市町村、関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>3 北陸電力から<u>施設敷地緊急事態発生</u>の通報があった場合</p> <p><u>(1) 北陸電力の通報</u></p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、<u>施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた</u>場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部及び伏木海上保安部等に対して、直ちに、「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式7）をファクシミリ等により一斉に送信する。さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県は通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p><u>(2) 国の連絡</u></p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、氷見市及び県警察に連絡する。</p> <p><u>(3) 県の連絡</u></p> <p>（略）</p> <p><u>(4) 原子力防災専門官の確認等</u></p> <p>原子力保安検査官等現地に派遣された原子力規制庁の職員は、<u>施</u></p>	<p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について、速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、指定行政機関、関係省庁、氷見市等に連絡する。</p> <p><b>2 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</b></p> <p>(1) 国及び北陸電力への連絡等</p> <p>県は、国及び北陸電力から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ北陸電力に確認を行う。</p> <p>(2) 原子力防災専門官の確認等</p> <p>(略)</p> <p><b>第2. 応急対策活動情報の連絡</b></p> <p><b>1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</b></p> <p>(1) 北陸電力の通報連絡</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、特定事象の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏木海上保安部、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」(原子力事業者</p>	<p><u>施設敷地緊急事態</u>発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について、速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、指定行政機関、関係省庁、氷見市等に連絡する。</p> <p><b>4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</b></p> <p>(1) 国及び北陸電力への連絡等</p> <p>県は、国及び北陸電力から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより<u>施設敷地緊急事態</u>発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ北陸電力に確認を行う。</p> <p>(2) 原子力防災専門官の確認等</p> <p>(略)</p> <p><b>第2. 応急対策活動情報の連絡</b></p> <p><b>1 <u>施設敷地緊急事態</u>発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</b></p> <p>(1) 北陸電力の通報連絡</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、<u>施設敷地緊急事態</u>の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏木海上保安部、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」(原子力</p>	<p>防災基本計画改定</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>







旧	新	備考
<p>モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(3) オフサイトセンターにおける情報提供</p> <p>県及び氷見市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国の原子力災害対策本部に連絡する。</p> <p><b>第3節 一般回線が使用できない場合の対処</b> (略)</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1. 県の活動体制</b></p> <p>1 初動体制の確立</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制</p>	<p>モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(3) オフサイトセンターにおける情報提供</p> <p>県及び氷見市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国の原子力災害対策本部に連絡する。</p> <p><u>なお、原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、氷見市等の市町村をはじめ、北陸電力、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</u></p> <p><b>第3節 一般回線が使用できない場合の対処</b> (略)</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1. 県の活動体制</b></p> <p>1 初動体制の確立</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制</p>	<p>防災基本計画改正</p>

旧			新			備考
体制	設置基準	動員対象職員	体制	設置基準	動員対象職員	
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>石川県において、大津波警報が発令されたとき</li> <li>原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき (緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合)</li> <li>発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると危機管理監が認めたとき</li> </ul>	防災・危機管理課 消防課 医務課 健康課 くすり政策課 環境保全課 環境科学センター 広報課 県警察本部警備課 ・その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに災害警戒本部体制に移行しうる体制	<u>情報収集体制</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>情報収集事態の発生を認知した場合</u></li> <li><u>原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき</u></li> <li><u>情報収集体制をとる必要があると危機管理監が認めたとき</u></li> </ul>	<u>防災・危機管理課</u> <u>消防課</u> <u>環境保全課</u> <u>環境科学センター</u> <u>広報課</u> <u>県警察本部警備課</u>	防災基本計画改正 各課若干名
			警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>_____</li> <li>_____</li> <li>_____</li> <li>_____</li> <li><u>警戒事態の発生を認知した場合</u></li> <li><u>原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき</u></li> <li>発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると危機管理監が認めたとき</li> </ul>	防災・危機管理課 消防課 医務課 健康課 くすり政策課 環境保全課 環境科学センター 広報課 県警察本部警備課 ・その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに災害警戒本部体制に移行しうる体制	課員の半数程度 各課若干名

旧			新			備考
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象の通報を受けたとき（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当する事象が発生した場合）</li> <li>・県のモニタリングポスト等で特定事象に該当する放射線量を観測したとき</li> <li>・その他知事が必要と認めたとき</li> </ul>	防災・危機管理課 消防課  医務課、健康課 環境保全課 環境科学センター 広報課、管財課、 生活衛生課、 くすり政策課、 農産食品課、農業技術課 森林政策課、水産漁港課、 道路課、県立学校課 小中学校課 各部局連絡課  <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうる体制</li> </ul>	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸電力の原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報があったとき</li> <li>・原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき</li> <li>・県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態に該当する放射線量を観測したとき</li> <li>・その他知事が必要と認めたとき</li> </ul>	防災・危機管理課 消防課  医務課、健康課 環境保全課 環境科学センター 広報課、管財課、 生活衛生課、 くすり政策課、 農産食品課、農業技術課 森林政策課、水産漁港課、 道路課、県立学校課 小中学校課 各部局連絡課  <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうる体制</li> </ul>	課員全員
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制</li> <li>・なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関</li> </ul>	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制</li> <li>・なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関</li> </ul>	あらかじめ定められた災害対策要員

旧	新	備考
<p>(2) 県職員の動員方法 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 警戒事象対策のための体制（警戒体制）  県は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性のある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生）したとの通報を受けた場合、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官等）、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒体制をとるとともに、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関にその旨を連絡する。</p> <p>ア 警戒体制組織図 (略)</p> <p>イ 業務分掌</p>	<p>(2) 県職員の動員方法 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置</p> <p><u>(1) 情報収集事態対策のための体制（情報収集体制）</u>  <u>県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、職員を参集させ、情報収集・集約・伝達及び関係課・関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて警戒体制に移行できるようにする。</u></p> <p>(2) <u>警戒事態</u>対策のための体制（警戒体制）  県は、<u>国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合</u>、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官等）、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒体制をとるとともに、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関にその旨を連絡する。</p> <p>ア 警戒体制組織図 (略)</p> <p>イ 業務分掌</p>	<p>防災基本計画改正</p>



旧	新	備考												
<p>イ 情報の収集  県は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、北陸電力等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。</p> <p>ウ オフサイトセンターの設営準備への協力  県は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、必要に応じて、オフサイトセンターの設営準備に協力する。</p> <p>エ～オ  (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の設置等</p> <p>ア 災害対策本部の設置  (ア) 組織図  (略)</p> <p>(イ) 所掌業務</p> <table border="1" data-bbox="197 948 1025 1193"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ボランティア班 (男女参画・ボランティア課長)</td> <td>1 災害時におけるボランティア活動に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 現地災害対策本部の設置  (略)</p> <p>(ア) 組織図</p>	課名	所掌事務	(略)	(略)	ボランティア班 (男女参画・ボランティア課長)	1 災害時におけるボランティア活動に関すること	<p>イ 情報の収集  県は、<u>警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態</u>発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、北陸電力等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。</p> <p>ウ オフサイトセンターの設営準備への協力  県は、<u>警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態</u>発生 of 通報を受けた場合、必要に応じて、オフサイトセンターの設営準備に協力する。</p> <p>エ～オ  (略)</p> <p>(4) 災害対策本部の設置等</p> <p>ア 災害対策本部の設置  (ア) 組織図  (略)</p> <p>(イ) 所掌業務</p> <table border="1" data-bbox="1093 948 1921 1193"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ボランティア班 (男女参画・<u>県民協働</u>課長)</td> <td>1 災害時におけるボランティア活動に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 現地災害対策本部の設置  (略)</p> <p>(ア) 組織図</p>	課名	所掌事務	(略)	(略)	ボランティア班 (男女参画・ <u>県民協働</u> 課長)	1 災害時におけるボランティア活動に関すること	<p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p> <p>組織改変に伴う修正</p>
課名	所掌事務													
(略)	(略)													
ボランティア班 (男女参画・ボランティア課長)	1 災害時におけるボランティア活動に関すること													
課名	所掌事務													
(略)	(略)													
ボランティア班 (男女参画・ <u>県民協働</u> 課長)	1 災害時におけるボランティア活動に関すること													

旧		新		備考
(略) (イ) 業務分掌 現地災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務 (略) 現地災害対策本部の班名及び所掌事務		(略) (イ) 業務分掌 現地災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務 (略) 現地災害対策本部の班名及び所掌事務		指針改定      同上
班名	所掌事務	班名	所掌事務	
総務班	1～5 略  6 災害情報の収集及び伝達に関すること 7 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること 8 その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること	総務班	1～5 略 <u>6 緊急時モニタリングセンターとの連絡・調整に関すること</u> 7 災害情報の収集及び伝達に関すること 8 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること 9 その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること	
緊急時モニタリング班	1 略  2 緊急時モニタリングに関すること 3 放射線影響評価解析に関すること 4 その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること	緊急時モニタリング班	1 略 <u>2 緊急時モニタリングセンターとの連絡・調整に関すること</u> 3 緊急時モニタリングに関すること 4 放射線影響評価解析に関すること 5 その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	



旧	新	備考																		
<p><b>3 災害対策本部体制等の解除基準</b></p> <p>警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部の解除基準は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 475 992 959"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>解除基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。  (1)原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。  (2)発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2. 原子力災害合同対策協議会への出席等</b> (略)</p> <p><b>第3. 専門家の派遣要請</b></p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらか</p>	体制	解除基準	警戒体制	(略)	災害警戒本部体制	(略)	災害対策本部体制	知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。 (1)原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2)発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了したとき。	<p><b>3 災害対策本部体制等の解除基準</b></p> <p><u>情報収集体制</u>、警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部の解除基準は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1081 475 1886 1198"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>解除基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>情報収集体制</u></td> <td><u>(1) 発電所に異常がないなど、情報収集体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき</u> <u>(2)警戒体制に移行したとき</u></td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。  (1)原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。  (2)発電所の事故が収束し、<u>原子力災害中長期対策</u>が完了した<u>又は対策の必要がなくなったと認めた</u>とき。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2. 原子力災害合同対策協議会への出席等</b> (略)</p> <p><b>第3. 専門家の派遣要請</b></p> <p>県は、<u>施設敷地緊急事態</u>発生の通報<u>を受けた</u>場合、必要に応じ、</p>	体制	解除基準	<u>情報収集体制</u>	<u>(1) 発電所に異常がないなど、情報収集体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき</u> <u>(2)警戒体制に移行したとき</u>	警戒体制	(略)	災害警戒本部体制	(略)	災害対策本部体制	知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。 (1)原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2)発電所の事故が収束し、 <u>原子力災害中長期対策</u> が完了した <u>又は対策の必要がなくなったと認めた</u> とき。	<p>防災基本計画改正</p> <p>同上</p> <p>指針改定</p> <p>防災基本計</p>
体制	解除基準																			
警戒体制	(略)																			
災害警戒本部体制	(略)																			
災害対策本部体制	知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。 (1)原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2)発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了したとき。																			
体制	解除基準																			
<u>情報収集体制</u>	<u>(1) 発電所に異常がないなど、情報収集体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき</u> <u>(2)警戒体制に移行したとき</u>																			
警戒体制	(略)																			
災害警戒本部体制	(略)																			
災害対策本部体制	知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。 (1)原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2)発電所の事故が収束し、 <u>原子力災害中長期対策</u> が完了した <u>又は対策の必要がなくなったと認めた</u> とき。																			

旧	新	備考
<p>じめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p><b>第4. 応援要請及び職員の派遣要請等</b></p> <p>1 応援要請 (略)</p> <p>2 職員の派遣要請等 (略)</p> <p><b>第5. 自衛隊の派遣要請等</b> (略)</p> <p><b>第6. 海上保安部への要請</b> (略)</p> <p><b>第7. 原子力被災者生活支援チームとの連携</b></p> <p>国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省</p>	<p>あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p><b>第4. 応援要請及び職員の派遣要請等</b></p> <p>1 応援要請 (略)</p> <p>2 職員の派遣要請等 (略)</p> <p><b>3 緊急時モニタリング要員の要請等</b></p> <p><u>緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされている。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対してモニタリング要員の動員を要請することとされている。</u></p> <p><b>第5. 自衛隊の派遣要請等</b> (略)</p> <p><b>第6. 海上保安部への要請</b> (略)</p> <p><b>第7. 原子力被災者生活支援チームとの連携</b></p> <p>国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期<b>対応</b>段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利</p>	<p>画改正</p> <p>指針改定</p> <p>指針改定</p>

旧	新	備考
<p>庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、初動段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行う。</p> <p><b>第8. 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1. 防災業務関係者の安全確保方針</b></p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。</p> <p><b>2. 防護対策</b></p> <p>(1) 防護資機材の装備</p> <p>県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。</p> <p>また、氷見市及びその他の市町村やその他防災関係機関に対して</p>	<p>用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、初期<b>対応</b>段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行う。</p> <p><b>第8. 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1. 防災業務関係者の安全確保方針</b></p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う <u>とともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</u></p> <p><b>2. 安全対策</b></p> <p>(1) 防護資機材の装備</p> <p>県は、<u>緊急時モニタリングセンター長と連携し</u>、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。</p>	<p>指針改定</p> <p>指針改定</p>

旧	新	備考
<p>も、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>(2) 防護資機材の調達 (略)</p> <p><b>3. 防災業務関係者の放射線防護</b></p> <p>(1) 防災業務関係者の防護指標 (略)</p> <p>(2) 県職員の被ばく防護と健康管理 (略)</p> <p>(3) 被ばく管理と除染 (略)</p> <p>(4) 専門医療機関等の協力要請</p> <p>県は、国の緊急時医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の追加派遣要請を行う。</p> <p>(5) 情報交換</p>	<p>また、氷見市及びその他の市町村やその他防災関係機関に対して、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>(2) 防護資機材の調達 (略)</p> <p><b>3. 防災業務関係者の放射線防護</b></p> <p>(1) 防災業務関係者の防護指標 (略)</p> <p>(2) 県職員の被ばく防護と健康管理 (略)</p> <p>(3) 被ばく管理と除染 (略)</p> <p>(4) 専門医療機関等の協力要請</p> <p>県及び緊急時モニタリングセンターは、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、被ばく医療に係る医療チーム等の追加派遣要請を行う。</p> <p><u>(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保</u></p> <p>県は、応急活動対策を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>(6) 情報交換</p>	<p>指針改定 防災基本計画改正</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p><b>第4節. 緊急時モニタリング</b></p> <p><b>第1 緊急時モニタリング体制</b></p> <p>1 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>県は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p>2 合同対策協議会への職員の派遣</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>(1) 緊急時モニタリング班の組織</p> <p>緊急時モニタリング班の組織は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング班の業務</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第4節. 緊急時モニタリング</b></p> <p><b>第1 緊急時モニタリング体制</b></p> <p>1 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>県は、<u>原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合に</u>、緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p><u>緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング計画に基づくとともに、緊急時モニタリングセンターの一員として、国の指揮の下、県のモニタリング拠点としての機能を維持しつつ、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>2 合同対策協議会への職員の派遣</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急時モニタリング班<u>及び緊急時モニタリングセンター</u>の組織及び業務</p> <p>緊急時モニタリング班及び<u>緊急時モニタリングセンターの組織及び業務等については、緊急時モニタリング計画によるものとする。</u></p>	<p>指針改定</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p data-bbox="210 244 763 272"><b>第2 初動段階の緊急時モニタリングの実施</b></p> <p data-bbox="176 483 1025 799">県は、国又は北陸電力から警戒事象発生連絡・通報を受けた場合には、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。また、県は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。</p>	<p data-bbox="1104 244 1715 272"><b>第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</b></p> <p data-bbox="1111 292 1655 320"><u>1 情報収集事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p data-bbox="1104 339 1917 416">県は、<u>固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</u></p> <p data-bbox="1111 435 1599 464"><u>2 警戒事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p data-bbox="1104 483 1895 748">県は、<u>固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、オフサイトセンターに要員を派遣するなど、必要に応じて、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</u></p> <p data-bbox="1111 815 1711 844"><u>3 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング</u></p> <p data-bbox="1111 863 1626 892"><u>(1) 緊急時モニタリングセンターの設置</u></p> <p data-bbox="1104 911 1910 987">施設敷地緊急事態が発生した場合には、<u>国は、緊急時モニタリングセンターを設置することとされている。</u></p> <p data-bbox="1104 1007 1910 1083">県は、<u>国による緊急時モニタリングセンターの立上げに、必要に応じて協力する。</u></p> <p data-bbox="1111 1102 1626 1131"><u>(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定</u></p> <p data-bbox="1104 1150 1917 1367">国は、<u>原子力災害対策指針に基づき、県及び立地県である石川県</u>の緊急時モニタリング計画を基に、<u>周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象情報やSPEEDI ネットワークシステムをはじめとした大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定する</u></p>	<p data-bbox="1951 244 2056 272">指針改定</p> <p data-bbox="1951 292 2056 320">指針改定</p>

旧	新	備考
<p>さらに、県は、原子力規制委員会及び北陸電力と連携し、緊急時モニタリング実施計画※に基づき、初動段階の確実かつ計画的な緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>※ 緊急時モニタリング実施計画・・・緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、特定事象発生時に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ策定</p> <p><b>第3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</b></p> <p>国の原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。</p> <p>県は、立地県である石川県、関係省庁、北陸電力等とともに、会議に参画し、改定に協力する。</p> <p><b>第4 緊急時モニタリングの実施</b></p> <p>県は、特定事象の通報があった段階で、国の原子力災害対策本部の総合調整の下、立地県である石川県と連携し、必要な緊急時モニタリングを実施する。また、その結果をとりまとめ、国の原子力災害対策本部に報告し、必要に応じて、関係省庁にも報告する。</p> <p><b>第5 モニタリング結果の共有及び公表</b></p> <p>県は、国及び石川県と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有する。</p> <p>また、県のホームページ上に、富山県環境放射線監視ネットワー</p>	<p><u>こととされている。</u></p> <p><b>(3) 緊急時モニタリングの実施</b></p> <p><u>県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p><b>(4) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</b></p> <p><u>国は、発電所の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定するものとされている。</u></p> <p><u>県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する</u></p> <p><b>第3 モニタリング結果の共有</b></p> <p><u>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力</u></p>	<p>備考</p> <p>第 2 3 (3) で記載済み</p>



旧	新	備考
<p>クシステムにより、両県のモニタリング情報を全て表示するなど、連携した情報提供を行うものとする。</p> <p>県は、緊急時モニタリングの結果及びその評価について、氷見市又はその他の市町村に連絡する。</p> <p><b>第6 SPEEDIによる放射性物質の放出状況の推定</b></p> <p>国は、緊急時モニタリング等によって得られた空間放射線量率等の値に基づき SPEEDI 等の大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行う。</p> <p><b>第7 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</b></p> <p>県は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関と連携の上、緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。</p> <p><b>第8 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保</b></p> <p>県は、事故の状況によりモニタリング要員や資機材の確保が困難な場合は、国、市町村、関係機関等に対して、モニタリング要員の派遣や資機材の提供等を要請し、市町村、関係機関においては、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。</p>	<p><u>災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。</u></p> <p><u>県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された結果を関係者間で共有するとともに、その他の市町村にも連絡する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><b>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</b></p> <p><u>国、指定公共機関、県及び氷見市等の市町村は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一ヶ月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。</u></p> <p><b>第5 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保</b></p> <p>県は、事故の状況によりモニタリング要員や資機材の確保が困難な場合は、市町村、関係機関等に対して、モニタリング要員の派遣や資機材の提供等を要請し、市町村、関係機関においては、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。</p>	<p>備考</p> <p>第2で SPEEDIの 活用を記載</p> <p>防災基本計 画改正</p>

旧	新	備考
<p><b>第5節 避難等の防護活動</b></p> <p><b>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</b> (略)</p> <p><b>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</b></p> <p>1. 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等</p> <p>県は、特定事象の通報があった場合は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、国に報告する。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリング結果等を踏まえて、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して屋内退避、避難又は一時移転の判断を行う。</p>	<p><b>第5節 避難等の防護活動</b></p> <p><b>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</b> (略)</p> <p><b>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</b></p> <p>1. 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等</p> <p><u>(1) 避難、屋内退避等の防護措置の実施</u></p> <p>原子力規制委員会が<u>施設の状況や</u>緊急時モニタリング結果を踏まえ、<u>気象情報や SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散計算の結果等を参考にしつつ避難や一時移転に係る実施の判断を行った上で、</u>国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難等の指示を行う。</p> <p><u>ア 施設敷地緊急事態発生時</u></p> <p><u>県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行う。</u></p> <p><u>イ 原子力緊急事態宣言発出時</u></p> <p><u>県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難の実施にあわせ、国の指示又は独自の判断により、氷見市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請する。</u></p> <p><u>また、UPZ外の市町村に対し、氷見市等が行う防護措置の</u></p>	<p>用語整理</p> <p>防災基本計画改正</p>

旧	新	備考
<p>県は、国からの避難指示を受けて、氷見市及びその他の市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。また、住民避難の支援が必要な場合には氷見市及びその他の市町村と連携し国に要請する。さらに、知事は、国から指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。</p> <p>また、国の原子力災害対策本部は、避難及び一時移転の実施にあたっては、その指示を、県、市町村を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える方策を準備する。</p> <p>なお、複合災害の発生等により、国との連絡が取りにくい場合などには、県及び市町村が独自に避難の必要性の判断を行ったうえで、市町村が災対法の規定に基づいて、避難指示を出す。</p>	<p><u>準備の協力の要請や、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u></p> <p>県は、<u>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう</u>指示を受けた場合、<u>緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、</u>原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、氷見市及びその他の市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には氷見市及びその他の市町村と連携し国に要請する。</p> <p><u>(2) 国及び県からの指示・助言</u></p> <p><u>放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。</u></p> <p><u>また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期について、</u></p>	<p>防災基本計画改正</p> <p>防災基本計画改正</p>

旧	新	備考
<p>2 避難に資する情報の提供</p> <p>県は、住民等の避難誘導に当たっては、氷見市及びその他の市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p>3 避難状況の確認等 (略)</p> <p>4 市町村を越えて避難する場合の受入先の市町村との協議 (略)</p>	<p><u>助言する。</u></p> <p><b>2 運送事業者への要請</b></p> <p><u>県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認める場合は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p><u>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p><b>3 避難に資する情報の提供</b></p> <p>県は、住民等の避難誘導に当たっては、氷見市及びその他の市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象<b>情報</b>及び <u>SPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散<b>計算結果</b></u>、その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p><u>また、県は、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要等の</u>情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p><b>4 避難状況の確認等</b> (略)</p> <p><b>5 市町村を越えて避難する場合の受入先の市町村との協議</b> (略)</p>	<p>災害対策改正に伴う修正</p> <p>用語整理</p>

旧	新	備考
<p><b>第3. 避難場所</b></p> <p>避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等のもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮する必要がある。また、避難場所の再移転が必要となる場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要となる。</p> <p><b>1 避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、必要に応じて、緊急時に開設する避難場所及びスクリーニング等の場所の住民等に対する周知徹底について支援する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援する。さらに、高齢者等の災害時要援護者等に配慮して、福祉避難所のほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保を支援する。</p> <p><b>2 避難場所等の適切な運営管理に対する支援等</b></p> <p>氷見市及びその他の市町村は、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。</p> <p>この際、県は、各避難場所の適切な運営管理を支援する</p>	<p><b>6 家庭動物との同行避難</b></p> <p><u>県は、災害の実態に応じて、氷見市及びその他の市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</u></p> <p><b>第3. 避難所等</b></p> <p>避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等のもとより、自力避難が困難な<b>要配慮者</b>に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮する必要がある。また、避難__所の再移転が必要となる場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難__所の事前調整が必要となる。</p> <p><b>1 避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、必要に応じて、緊急時に開設する<b>指定</b>避難場所及びスクリーニング等の場所の住民等に対する周知徹底について支援する。また、必要があれば、あらかじめ指定<b>した</b>施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難__<b>所等</b>として開設することを支援する。さらに、高齢者等の<b>要配慮者</b>に配慮して、福祉避難所のほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難__所の確保を支援する。</p> <p><b>2 避難__所等の適切な運営管理に対する支援等</b></p> <p>氷見市及びその他の市町村は、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。</p> <p>この際、県は、各避難__所の適切な運営管理を支援する</p>	<p>備考</p> <p>災対法改正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p><b>3 避難者等の情報の把握及び国への報告</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス者等は、災害時要援護者の居場所や安否情報に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p><b>4 避難所における生活環境の良好な維持</b></p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。</p> <p>避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>なお、県は、氷見市及びその他の市町村が避難所において実施する仮設トイレの早期設置や、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について支援する。</p> <p><b>5 避難者への心身のケア</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国（厚生労働省）と連携し、</p>	<p><b>3 避難者等の情報の把握及び国への報告</b></p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、それぞれの避難__所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス者等は、<b>要配慮者</b>の居場所や安否情報に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p><b>4 避難所における生活環境の良好な維持</b></p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。</p> <p>避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<b>し尿及びごみ</b>の処理の状況など、避難者の健康状態や避難__所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難__所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>なお、県は、氷見市及びその他の市町村が避難所において実施する仮設トイレの早期設置や、清掃、し尿<b>及び</b>ごみの収集処理等について支援する。</p> <p><b>5 避難者への心身のケア</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国（厚生労働省）と連携し、</p>	<p>災害対策改正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>



旧	新	備考
<p>避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市町村は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>また、県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p><b>6 避難所等の運営における女性の参画の推進</b> （略）</p> <p><b>7 旅館やホテル等の活用</b> （略）</p> <p><b>8 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の配布の準備を行う。</p> <p><b>9 応急仮設住宅等の提供等</b> （略）</p>	<p>避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市町村は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>特に、<b>要配慮者</b>の心身双方の健康状態には配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>また、県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p><b>6 避難所等の運営における女性の参画の推進</b> （略）</p> <p><b>7 旅館やホテル等の活用</b> （略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><b>8 応急仮設住宅等の提供等</b> （略）</p>	<p>災対法改正に伴う修正</p> <p>第7に移行</p>



旧	新	備考
<p>10 応急仮設住宅等の建設等 (略)</p> <p><b>第4. 避難手段</b> (略)</p> <p><b>第5. 広域一時滞在</b></p> <p>1 広域一時滞在に係る要請</p> <p>(1) 市町村 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を要請する。(略)</p> <p>(2) 県 (略)</p> <p>(3) 国 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。県は、市町村から求めがあった場合は、同様の助言を行う。</p>	<p><b>9</b> 応急仮設住宅等の建設等 (略)</p> <p><b>第4. 避難手段</b> (略)</p> <p><b>第5. 広域一時滞在</b></p> <p>1 広域一時滞在に係る要請</p> <p>(1) 市町村 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、及び避難<u>所</u>、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を要請する。(略)</p> <p>(2) 県 (略)</p> <p>(3) 国 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。県は、市町村から求めがあった場合は、同様の助言を行う。</p> <p><u>また、国は、県及び市町村が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域</u></p>	<p>災害対策改正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>あった場合は、周辺住民等の放射線防護のため、氷見市やその他の市町村に対して、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。</p> <p>なお、国の原子力災害対策本部に対して安定ヨウ素剤服用の指示を求める時間の余裕がない場合は、医師の意見を聞いたうえで安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。特にUPZの住民に対しては、避難や屋内退避の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにする。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p>	<p><u>断により、氷見市及びその他の市町村に対して、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。</u></p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県からの指示に基づき、又は独自の判断により、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p><u>※「医師の関与」とは、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に医師を立ち合わせ、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行うことである。</u></p> <p><u>(2) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</u></p> <p><u>ア 国の判断及び指示</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤が事前配布された地域の住民に対して、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村に連絡することとされている。</u></p> <p><u>イ 県及び市町村の役割</u></p>	<p>指針改定</p>

旧	新	備考
<p data-bbox="185 480 598 507"><b>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</b></p> <p data-bbox="179 528 1016 651">県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul data-bbox="224 671 1016 1177" style="list-style-type: none"> <li>安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。</li> <li>安定ヨウ素剤の予防服用は、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護対策とともに講ずる必要があり、安定ヨウ素剤の効果のみに過度に期待しないこと。また、不注意による誤飲の防止対策も講じる必要があること。</li> <li>緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。</li> <li>年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。</li> </ul> <p data-bbox="217 1193 1003 1316">※安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な手順等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p data-bbox="1104 244 1921 367"><u>県は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、氷見市に対して、事前配布した地域の住民等へ安定ヨウ素剤の服用を指示する。</u></p> <p data-bbox="1104 387 1921 464"><u>氷見市は、県から指示があった場合、又は独自の判断により、事前配布した地域の住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</u></p> <p data-bbox="1081 480 1494 507"><b>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</b></p> <p data-bbox="1072 528 1912 651">県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul data-bbox="1081 671 1921 1082" style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>安定ヨウ素剤の予防服用は、<u>その防護効果</u>のみに過度に<u>依存せず</u>、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。</li> <li>(略)</li> <li>(略)</li> </ul> <p data-bbox="1111 1193 1912 1361">※<u>ブルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置の併用のあり方</u>については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p data-bbox="1944 244 2056 271">備考</p> <p data-bbox="1944 244 2056 271">指針改定</p>

旧	新	備考
<p><b>第8. 災害時要援護者等への配慮</b></p> <p>1 災害時要援護者等への配慮</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協力し、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 災害時要援護者の安全確保</p> <p>ア 氷見市及びその他の市町村は、あらかじめ作成した災害時要援護者及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、災害時要援護者の支援及び救護を行う</p> <p>イ 氷見市及びその他の市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者の生活支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険施設などを福祉避難所として指定する。</p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所 (略)</p>	<p><b>第8. <u>要配慮者</u>等への配慮</b></p> <p>1 <u>要配慮者</u>等への配慮</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協力し、避難誘導、避難<u>所</u>での生活に関しては、<u>要配慮者</u>及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) <u>要配慮者</u>の安全確保</p> <p>ア 氷見市及びその他の市町村は、あらかじめ作成した<u>要配慮者</u>及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、<u>要配慮者</u>の支援及び救護を行う</p> <p>イ 氷見市及びその他の市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された<u>要配慮者</u>の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、<u>要配慮者</u>の特性に応じ、携帯<u>情報</u>端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の生活支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、<u>要配慮者</u>が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険施設などを福祉避難所として指定する。</p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所 (略)</p>	<p>災対法改正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>用語修正</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>

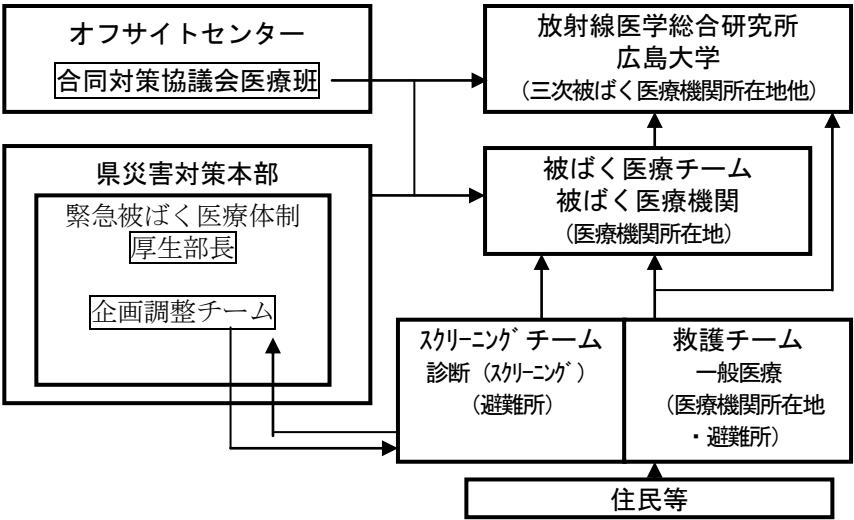
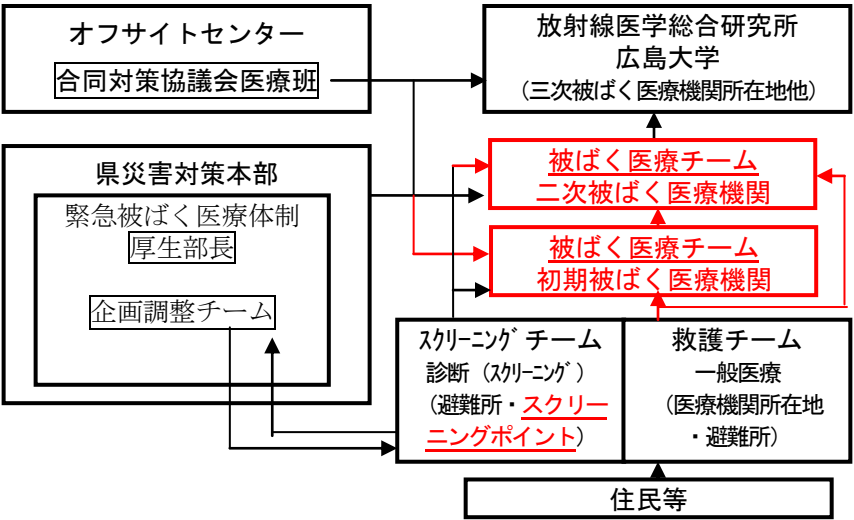
旧	新	備考
<p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 氷見市及びその他の市町村は、避難所において、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用による支援体制を整備する。</p> <p>また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。</p> <p>エ 災害時要援護者の実態調査とサービスの提供 氷見市及びその他の市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した災害時要援護者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第9. 学校等施設における避難措置</b> (略)</p> <p><b>第10. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</b> (略)</p> <p><b>第11. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</b> (略)</p>	<p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備 氷見市及びその他の市町村は、避難所において、被災した<b>要配慮者</b>の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用による支援体制を整備する。</p> <p>また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。</p> <p>エ <b>要配慮者</b>の実態調査とサービスの提供 氷見市及びその他の市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した<b>要配慮者</b>の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第9. 学校等施設における避難措置</b> (略)</p> <p><b>第10. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</b> (略)</p> <p><b>第11. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</b> (略)</p>	<p>災害対策改正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p><b>第12. 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p>1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意事項</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第6節 治安の確保及び火災の予防</b></p> <p>県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察、消防本部及び伏木海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。</p> <p><b>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p>飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。ま</p>	<p><b>第12. 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p>1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意事項</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、<u>要配慮者</u>のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第6節 治安の確保及び火災の予防</b></p> <p>県は、<u>緊急事態</u>応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、<u>火災の予防</u>等について県警察、消防本部及び伏木海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った<u>区域</u>及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、<u>速やかな治安の確保、火災の予防等</u>に努める。</p> <p><b>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p>飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。-</p>	<p>災害対策改正に伴う修正</p> <p>用語整理</p>



旧	新	備考
<p>た、飲食物の摂取制限を講じる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。</p> <p><b>第1. 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限</b></p> <p>緊急事態区分における全面緊急事態においては、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限を行うこととされている。</p> <p>具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり講じる。</p> <p><b>1 一時移転をする地域における摂取制限</b></p> <p>空間放射線量率がO I L 2の値を越える地域を特定し、一時移転の措置を講じるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限する。また、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が得られた段階では、O I L 6に基づき、飲食物の摂取制限を判断する。</p> <p><b>2 飲食物にかかるスクリーニング基準を超える地域における摂取制限</b></p> <p>空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域を特定し、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始する。この濃度測定の結果、放射性核種濃度がO I L 6を超える飲食物が確認された場合に、当該飲食物について摂取制限を行う。</p> <p>摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づ</p>	<p><b>第1. 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限</b></p> <p>緊急事態区分における全面緊急事態においては、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限を行うこととされている。</p> <p>具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり講じる。</p> <p><b>1 一時移転をする地域における<u>出荷制限</u>・摂取制限</b></p> <p><u>国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。</u></p> <p><u>県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。</u></p> <p><b>2 飲食物にかかるスクリーニング基準を超える地域における<u>出荷制限</u>・摂取制限</b></p> <p><u>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。</u></p> <p><u>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p>	<p>第1の2で記載</p> <p>防災基本計画改正</p> <p>防災基本計画改正</p>



旧	新	備考
<p>(2) 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容は、次のとおりとする。</p> 	<p>(2) 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容は、次のとおりとする。</p>  <p><b>第2 被ばく医療活動の実施</b> <b>1 被ばく医療活動の実施</b> 県は、被災地（立地県である石川県）の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被ばく医療機関を中心として医療活動を行う。 その際、災害拠点病院やDMAT、JMAT、医療救護班等が行う災害医療活動と緊密に連携する。</p>	<p>被ばく医療機関指定に伴う修正</p> <p>防災基本計画改正 被ばく医療機関指定に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><b>第2 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携</b></p> <p>県は、必要に応じて独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚染検査、除染等を行う。</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者（※）の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p>※ 医療総括責任者 原子力災害対策指針においては、国、地方公共団体、医療機関等</p>	<p><b>2 被ばく医療に係る医療チームへの派遣要請</b>  <u>県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関や国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請する。</u></p> <p><b>3 被ばく医療に係る医療チーム等の調整</b>  <u>県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図る。</u></p> <p><b>4 地域の基幹医療機関等への協力要請</b>  <u>県は、必要と認められる場合は、地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。</u></p> <p><b>5 専門機関・原子力災害対策本部等との連携</b>      県は、必要に応じて独立行政法人放射線医学総合研究所、<u>広島大学</u>、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>の指導を受けるなどにより、国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚染検査、除染等を行う。</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者（※）の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p>※ 医療総括責任者 原子力災害対策指針においては、国、地方公共団体、医療機関等</p>	<p>防災基本計画改正</p> <p>防災基本計画改正</p>

旧	新	備考
<p>の間の情報交換、連携を円滑に実施するための調整を行う原子力災害現地対策本部医療班の者とされている。</p> <p>医療総括責任者は、災害時には、被ばく医療関係者の支援を受けつつ、多数の傷病者の搬送先の指示等の対応に当たる責務を担う。</p> <p><b>第2 放射線障害専門病院等への搬送</b></p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p> <p><b>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>第1 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 情報提供にあたっての配慮</b></p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、発電所の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDI ネットワーク等による放射性物質の拡散予測、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p>	<p>の間の情報交換、連携を円滑に実施するための調整を行う原子力災害現地対策本部医療班の者とされている。</p> <p>医療総括責任者は、災害時には、被ばく医療関係者の支援を受けつつ、多数の傷病者の搬送先の指示等の対応に当たる責務を担う。</p> <p><b>6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送</b></p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の<u>独立行政法人放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等</u>への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p> <p><b>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>第1 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 情報提供にあたっての配慮</b></p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（<u>発電所の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及びSPEEDI ネットワークシステムをはじめとした放射性物質の大気中拡散計算結果等</u>）、<u>農林蓄水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況</u>、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難<u>所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに<u>要配慮者</u>、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p>	<p>備考</p> <p>防災基本計画改正</p> <p>用語修正</p> <p>安否情報は第2に移行</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>4～6 (略)</p> <p><b>第2 住民等からの問い合わせに対する対応</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた総合的な窓口を設置し、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。</p> <p>国や立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、関係機関等と連携して、放射線被ばくなど各相談窓口間の関係も密にして、住民からの問合せ対応や情報受付対応が適時適切にきめ細かく行えるよう、住民にわかりやすい総合的な相談体制を構築する。</p>	<p>4～6 (略)</p> <p><b>第2 住民等からの問い合わせに対する対応</b></p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた総合的な窓口を設置し、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。</p> <p>国や立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、関係機関等と連携して、放射線被ばくなど各相談窓口間の関係も密にして、住民からの問合せ対応や情報受付対応が適時適切にきめ細かく行えるよう、住民にわかりやすい総合的な相談体制を構築する。</p> <p><u>県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u></p> <p><u>この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、立地県である石川県、県警察、氷見市等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p>	<p>備考</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><b>第 12 節 自発的支援の受入れ等</b> (略)</p> <p><b>第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置</b> (略)</p>	<p><b>第 12 節 自発的支援の受入れ等</b> (略)</p> <p><b>第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置</b> (略)</p>	



県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第4章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</b> (略)</p> <p><b>第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</b>                      発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、立地県である石川県、関係機関及び北陸電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。                      ・避難区域見直し等の判断を行うこと                      ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること                      ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること                      また、県は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。</p> <p><b>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</b> (略)</p> <p><b>第5節 各種制限措置等の解除</b> (略)</p> <p><b>第6節 放射性物質による環境汚染への対処</b> (略)</p> <p><b>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</b> (略)</p>	<p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</b> (略)</p> <p><b>第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</b>                      発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、県は、原子力緊急事態解除宣言後、国<del>の統括の下</del>、立地県である石川県、関係<del>省庁</del>及び北陸電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。                      ・避難区域見直し等の判断を行うこと                      ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること                      ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること                      また、県は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。</p> <p><b>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</b> (略)</p> <p><b>第5節 各種制限措置等の解除</b> (略)</p> <p><b>第6節 放射性物質による環境汚染への対処</b> (略)</p> <p><b>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</b> (略)</p>	<p>指針改定</p>

旧	新	備考
<p><b>第8節 被災者等の生活再建等の支援</b> (略)</p> <p><b>第9節 風評被害等の影響の軽減</b> (略)</p> <p><b>第10節 被災中小企業等に対する支援</b> (略)</p> <p><b>第11節 心身の健康相談体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第12節 物価の監視</b> (略)</p> <p><b>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</b> (略)</p>	<p><b>第8節 被災者等の生活再建等の支援</b> (略)</p> <p><b>第9節 風評被害等の影響の軽減</b> (略)</p> <p><b>第10節 被災中小企業等に対する支援</b> (略)</p> <p><b>第11節 心身の健康相談体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第12節 物価の監視</b> (略)</p> <p><b>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</b> (略)</p>	

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第5章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第5章 複合災害対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 災害事前対策</b></p> <p><b>第1～第5</b> (略)</p> <p><b>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）</b></p> <p><b>1 施設等の整備</b>          県、氷見市及びその他の市町村は、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、防災ラジオ、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p><b>2 多様なメディアの活用体制の整備</b>          県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p><b>第3節 災害応急対策</b></p> <p><b>第1 情報の収集・連絡</b> (略)</p>	<p><b>第5章 複合災害対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2節 災害事前対策</b></p> <p><b>第1～第5</b> (略)</p> <p><b>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）</b></p> <p><b>1 施設等の整備</b>          県、氷見市及びその他の市町村は、<u>国と連携して</u>、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、防災ラジオ、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p><b>2 多様なメディアの活用体制の整備</b>          県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯<u>情報</u>端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p><b>第3節 災害応急対策</b></p> <p><b>第1 情報の収集・連絡</b> (略)</p>	<p>用語修正</p>

旧	新	備考
<p><b>第2 活動体制の確立</b> (略)</p> <p><b>第3 緊急時モニタリング</b></p> <p>1 モニタリングポスト等の稼働状況の確認</p> <p>地震・津波等の大規模自然災害や雪害発生時には、県又は市町村は、モニタリングポスト等の倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部等に報告する。</p> <p>2 代替手段による緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、地震・津波等の大規模自然災害や雪害の発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、国の原子力災害対策本部と連携し、状況に応じて可搬型モニタリングポストやサーバイメータ等を活用し、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>また、大規模自然災害や雪害の発生により、道路等の途絶があった場合には、国による航空機モニタリングの実施を要請する。</p> <p>また、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング計画を策定し、国の総合調整の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>3 応援要請</p> <p>県は、モニタリングの資機材や要員に不足が生じる場合又は生じる恐れがある場合には、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、北陸電力及び関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p><b>第4 屋内退避、避難収容等の防護活動</b> (略)</p>	<p><b>第2 活動体制の確立</b> (略)</p> <p><b>第3 緊急時モニタリング</b></p> <p>1 モニタリングポスト等の稼働状況の確認</p> <p>地震・津波等の大規模自然災害や雪害発生時には、県又は市町村は、モニタリングポスト等の倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、国の原子力災害対策本部等に報告する。</p> <p>2 代替手段による緊急時モニタリングの実施</p> <p><u>緊急時モニタリングセンター</u>は、地震・津波等の大規模自然災害や雪害の発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、状況に応じて可搬型モニタリングポストやサーバイメータ等を活用し、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>また、大規模自然災害や雪害の発生により、道路等の途絶があった場合には、航空機モニタリング<u>を実施する。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンター</u>は、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング<u>実施</u>計画を策定<u>する。</u></p> <p>3 応援要請</p> <p><u>緊急時モニタリングセンター長</u>は、モニタリングの資機材や要員に不足が生じる場合又は生じる恐れがある場合には、国の原子力災害対策本部<u>放射線班</u>に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p><b>第4 屋内退避、避難収容等の防護活動</b> (略)</p>	<p></p> <p>指針改定</p> <p>指針改定</p>

旧	新	備考
<p><b>第5 緊急輸送活動</b> (略)</p> <p><b>第6 緊急時輸送活動</b> (略)</p> <p><b>第4節 災害中長期対策</b> (略)</p>	<p><b>第5 緊急輸送活動</b> (略)</p> <p><b>第6 緊急時輸送活動</b> (略)</p> <p><b>第4節 災害中長期対策</b> (略)</p>	